

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月6日
【会社名】	ウインタテスト株式会社
【英訳名】	Wintest Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奈良 彰治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 岡本 隆
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 岡本 隆
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 100,000,000円
	第5回新株予約権 3,379,169円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
	403,999,169円
	（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く）】

銘柄	ウインテスト株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（注）1
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金100,000,000円
各社債の金額（円）	金10,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金100,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成28年12月22日
償還の方法	<p>1．本社債の元金は、平成28年12月22日（以下「償還期限」という。）に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2．本社債の繰上償還</p> <p>(1) 140%コールオプション条項による繰上償還 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義される。但し、転換価額が同欄第3項第(1)号によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）の140%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該20連続取引日の最終日から30日以内に、繰上償還日の30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で償還することができる。なお、償還期限とともに本社債が償還される期日を償還日という（以下同じ）。</p> <p>(2) 組織再編行為等による繰上償還 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割（吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合には取締役会）で決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で償還しなければならない。</p> <p>(3) 社債権者の選択による繰上償還 社債権者は、当社に対して、繰上償還日を平成27年12月22日として、当該繰上償還日の30営業日以上60営業日以内の事前の通知をし、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき100円で繰上償還することを請求する権利を有する。社債権者は、当社の同意なく、当該通知を撤回することができない。</p>

	<p>3. 任意買入消却</p> <p>本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の下記「払込期日」欄記載の払込期日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円において、いつでもこれを行うことができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については、別記「新株予約権の行使期間」欄に従って行使できなくなるにより消滅する。</p> <p>4. 債務不履行による強制償還</p> <p>本社債に関する期限の利益喪失に関する特約に定める事由が生じた場合、社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の元金をその総額で直ちに本社債を償還するものとする。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、全額を次の者に割り当てる。</p> <p>O a k キャピタル株式会社</p>
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成25年12月24日
申込取扱場所	<p>ウインテスト株式会社 経営企画室</p> <p>神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号</p>
払込期日	平成25年12月24日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>当社は、本新株予約権社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p> <p>本項に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1. 本有価証券届出書に係る新株予約権付社債を、本有価証券届出書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」という。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 上記表中「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 上記表中「財務上の特約（担保制限条項）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、上記(1)及び(2)以外の本新株予約権付社債の発行要項の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。

- (5) 当社又は当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 4. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%(年365日の日割計算)の割合にあたる損害金を支払う。

#### 5. 償還金事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社横浜銀行 関内支店

#### 6. 本社債権者に対する通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

#### 7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告または書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は神奈川県においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>すべて完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式制度は採用していない。但し、平成25年9月11日付当社取締役会及び同年10月24日付第20期定時株主総会の決議に基づき、平成26年1月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割するとともに、平成26年2月1日付で100株を1単元とする単元株制度を採用する予定である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除した整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債（なお、本新株予約権の付されている本社債はその額面金額の全額の払込がなされたものに限る。）の全部とし（なお、本新株予約権の行使の効力発生により、当該本社債につき期限の利益が喪失されるものとする。）、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>2．転換価額</p> <p>各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、金34,700円とする。</p> <p>3．転換価額の調整</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価（第(2)号 に定義される。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

- 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行又は付与（無償割当ての場合を含む。）する場合  
調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 上記イ乃至ハの場合において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには上記イ乃至ハにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当} \times \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ホ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### (2) 転換価額調整式に係る計算方法

転換価額調整式の計算については、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。

転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

- (3) 第(1)号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て（ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。）、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、合併、新設分割、吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後転換価額)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の新株予約権者は、平成25年12月25日から平成28年12月22日までの間、いつでも行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。</p> <p>ただし、行使可能期間は、当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号に基づき、本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、当社が、本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。</p> <p>上記いずれの場合も、平成28年12月23日から後は本転換社債型新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ウインテスト株式会社 経営企画室</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由、取得の条件は定めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	<p>1. 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が正午までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、正午以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等により、本新株予約権付社債の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

(2) 本新株予約権付社債の発行については金融商品取引法による本有価証券届出書の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

該当事項はありません。



## 3【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	607個（新株予約権1個につき目的となる株式数は20株）
発行価額の総額	3,379,169円
発行価格	新株予約権1個につき5,567円（新株予約権の目的である株式1株当たり278.35円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月24日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ウインタレスト株式会社 経営企画室 神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
払込期日	平成25年12月24日（火）
割当日	平成25年12月24日（火）
払込取扱場所	株式会社横浜銀行 関内支店

(注) 1. ウインタレスト株式会社第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成25年12月6日開催の当社取締役会決議によるものである。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととする。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものとする。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。但し、平成25年9月11日付当社取締役会及び同年10月24日付第20期定時株主総会の決議に基づき、平成26年1月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割するとともに、平成26年2月1日付で100株を1単元とする単元株制度を採用する予定である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、12,140株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は20株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、33,000円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>403,999,169円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年12月25日から平成27年12月24日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>ウインテスト株式会社 経営企画室 神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社横浜銀行 関内支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の140%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金5,567円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
---------------------------------	--

（注）1．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2．本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3．本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

#### 5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
503,999,169	5,000,000	498,999,169

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額100,000,000円に本新株予約権の発行価額の総額3,379,169円及び行使に際して払い込むべき金額400,620,000円の合計額403,999,169円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権付社債及び本新株予約権公正価値算定費用1,500,000円、弁護士報酬として1,000,000円、登録免許税1,750,000円、その他諸費用として750,000円を予定しております。

## (2)【手取金の使途】

## 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金		
a 研究開発資金	95百万円	平成25年12月～平成26年7月
b 製品仕入資金の一部	210百万円	平成25年12月～平成26年7月
c マーケティング費用	50百万円	平成25年12月～平成26年7月
新規事業に係る展開資金		
a 医療関連、エコロジー関連分野等に係わる調査及び研究開発費	100百万円	平成25年12月～平成27年12月
b マーケティング費用	43百万円	平成25年12月～平成27年12月

(注) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定であります。

## 検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金

当社の主力製品である撮像素子の検査装置(1)分野においては、昨今、ソーシャルネットワークサービスの利用者の急増とともに、スマートフォンでの撮影と画像の投稿が一般化したこと、及びそのカメラ性能がアップしたことから、コンパクトカメラの需要が減少し、趣味性の高い一眼レフカメラなどの高級カメラ向け撮像素子以外の検査装置需要は縮小傾向にあります。また、フラットパネル・ディスプレイの検査装置(2)分野におきましても、パネル価格の低価格化に伴い検査工程を簡略化した上で海外工場へ移設し、検査コストを低減させる傾向が強まってきております。

当社はこのような市場変化に対応すべく、新たにLCDドライバーIC検査装置(3)分野の事業を強化し、半導体の製造コストが低く装置需要が集中するアジア圏での営業活動を展開しております。この結果、当該エリアでまとまった受注を獲得するなど、一定の成果を上げております。なお、当該分野では検査コストの低減要求は強く、検査の効率化と検査時間短縮など、検査装置の機能性向上に必要な技術的要求が高まってきております。

このような状況の中、当社は顧客の技術的要求に対応すべく、撮像素子検査装置及びLCDドライバーIC検査装置の検査機能の高速化及び機能性向上のための研究開発資金に95百万円を充当する計画であります。また、アジア圏での需要拡大に対応するため、海外顧客から大口受注した検査装置に係る製品仕入代及びマーケティング費用にもそれぞれ210百万円、50百万円を充当する計画であります。

(1) デジタルカメラを主とした映像を取り込む半導体を検査する装置

(2) 携帯電話、パソコン等の液晶パネルを構成している半導体を検査する装置

(3) 液晶テレビ又はパソコンモニター等に絵を描画するための機能を持つ半導体を検査する装置

## 新規事業に係る展開資金

当社は新たな収益の柱を構築するための成長戦略として、当社の高度な検査技術や画像処理技術を応用し、今後の市場拡大が見込める新規分野である医療関連分野及びエコロジー関連分野等の新規分野での事業展開に着手いたします。具体的には、医療関連分野においては、生体情報の測定、収集をセンサーで行う生体センシング機器や画像処理技術を生かした医療関連機器の研究開発資金に55百万円、並びにエコロジー関連分野では電力マネジメント向け環境センシング機器の研究開発資金に45百万円に充当するとともに、それらのマーケティング費用にも43百万円を充当する計画であります。

#### 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の基幹業務の強化と成長戦略に基づく新事業分野での事業展開を通じた、収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(400,620,000円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに経費の削減や銀行等からの借り入れ、売掛債権のファクタリング、保険積立金の取り崩し等、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### ロックアップについて

本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、本新株予約権付社債及び本新株予約権の申込期日以降、(イ)本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日から起算して100日間が経過した日又は(ロ)未行使の本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいます。



## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a．割当予定先の概要

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第152期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第153期第1四半期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月8日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第153期第2四半期 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月7日 関東財務局長に提出

## b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

## c．割当予定先の選定理由

当社は、割当予定先の選定に当たり、複数の投資家候補の中から、当社の成長戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただける割当予定先を模索してまいりました。

その中で、今回割当予定先として選定したO a k キャピタル株式会社と当社が接触をもったきっかけは、投資会社である同社が新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調達のご案内に関するダイレクトメールを平成25年8月に送付し、当社が受け取り検討した結果、平成25年9月に同社に対して面談を申し込んだことに端を発しております。その面談の中で、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、本新株予約権付社債及び本新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いているとともに、平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。また、同社は、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことから、平成25年5月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債

Oakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は2,881株であります。

本新株予約権

Oakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は12,140株であります。

e．株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成25年10月28日に行った当社と同社の代表取締役との面談において、同社は、当社に対して、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、当社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成26年3月期第2四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認するとともに、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、割当予定先及びその役員と暴力団等との関係があることを認めることはできませんでした。また、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社及び同社の代表取締役と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社トクチャー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1）による調査結果も参考にし、同社、同社の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

なお、当社は、割当予定先が暴力団等とは関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行条件の算定根拠

##### 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値算定を第三者算定機関である従来からコンタクトのあった株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布1-7-7）に依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成25年12月5日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00%）、割引率（リスクフリーレート0.1%）、割引率（信用リスク）、ボラティリティ（83.9%）、本新株予約権付社債に付された140%コールオプション条項（当該条項の詳細は、前記「1 [新規発行社債（短期社債を除く）] 表中「償還の方法」欄第2項第(1)号」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（20.0%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成25年12月25日から平成28年12月22日まで）、利率その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり99.81円と算定いたしました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権付社債1個の払込金額を金10,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。また、本転換社債型新株予約権の転換価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権付社債を転換するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成25年12月5日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値34,700円に相当する金額としました。

本転換社債型新株予約権の転換価額を取締役会決議日の直前取引日における終値とした理由は、「平成26年7月期第1四半期決算短信（非連結）」を平成25年11月29日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均32,732円に対する乖離率は6.01%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均33,267円に対する乖離率は4.31%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均26,133円に対する乖離率は32.78%となっております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）と株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（全員社外監査役）が、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある転換価額、当社株式の株価及びボラティリティ、割引率、権利行使期間等の前提条件を考慮して、株式オプションの評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。また、転換価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に転換価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成25年12月5日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00%）、割引率（リスクフリーレート0.1%）、ボラティリティ（84.8%）、本新株予約権に付された140%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「3 [新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）]（2） [新株予約権の内容等] 表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（20.0%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成25年12月25日から平成27年12月24日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オ

プション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の払込金額を5,567円（1株当たり278.35円）と算定しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金5,567円（1株当たり278.35円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成25年12月5日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の34,700円を参考に行使価額を33,000円（ディスカウント率4.90%）としました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「平成26年7月期第1四半期決算短信（非連結）」を平成25年11月29日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均32,732円に対する乖離率は0.82%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均33,267円に対する乖離率は0.80%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均26,133円に対する乖離率は26.28%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（全員社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は最大で2,881株（議決権の数は2,881個）であり、本新株予約権の行使により発行される株式数は12,140株（議決権の数は12,140個）です。これらを合算すると、発行される株式数は15,021株（議決権の数は15,021個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数49,274株（議決権の数は49,274個）に対して30.48%（議決権の総数に対する割合は30.48%）の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数2,881株及び本新株予約権の目的である株式の総数12,140株を合わせた15,021株に係る割当議決権数は15,021個となり、当社の総議決権数49,274個（平成25年12月6日現在）に占める割合が30.48%（本新株予約権付社債に付された新株予約権行使分：5.85%、本新株予約権行使分：24.64%）となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社タカトリ	奈良県橿原市新堂町313-1	21,578	43.79%	21,578	33.56%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	-	-	15,021	23.36%
奈良 彰治	神奈川県横浜市港北区	8,267	16.78%	8,267	12.86%
本間 春雄	神奈川県横浜市都筑区	1,817	3.69%	1,817	2.83%
エイシャント・ウェルフェア合同会社	神奈川県横浜市港北区篠原西町4-38	1,380	2.80%	1,380	2.15%
伊藤 正敏	神奈川県藤沢市	855	1.74%	855	1.33%
奈良 百合子	神奈川県横浜市港北区	840	1.70%	840	1.31%
ミズホ セキュリティー ズ アジアリミテッド ク ライアント アカウント 69250601 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	12th Floor, Chater House, 8 Connaught Rord, Central, Hong Kong, ROC	367	0.74%	367	0.57%
吉川 直樹	奈良県生駒郡斑鳩町	366	0.74%	366	0.57%
永井 千恵子	静岡県浜松市北区	360	0.73%	360	0.56%
計		35,830	72.72%	50,851	79.09%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年7月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年7月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる株式の数2,881株及び本新株予約権の目的となる株式の数12,140株を加えた株式数によって算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は1993年に創業し、CCD及びCMOSの撮像素子、LCDや有機EL等を用いたフラットパネル・ディスプレイ、そしてアナログ・ミックスドシグナルIC用の検査装置（ ）の開発・販売に注力してまいりました。

当社の主力製品である撮像素子の検査装置分野においては、昨今、ソーシャルネットワークサービスの利用者の急増とともに、スマートフォンでの撮影と画像の投稿が一般化したこと、及びそのカメラ性能がアップしたことから、コンパクトカメラの需要が減少し、趣味性の高い一眼レフカメラなどの高級カメラ向け撮像素子以外の検査装置需要は縮小傾向にあります。また、フラットパネル・ディスプレイの検査装置分野におきましても、パネル価格の低価格化に伴い検査工程を簡略化した上で海外工場へ移設し、検査コストを低減させる傾向が強まってきております。

当社はこのような市場変化に対応すべく、新たにLCDドライバーIC検査装置分野の事業を強化し、半導体の製造コストが低く装置需要が集中するアジア圏での営業活動を展開しております。この結果、当該エリアでまとまった受注を獲得するなど、一定の成果を上げております。なお、当該分野では検査コストの低減要求は強く、検査の効率化と検査時間短縮など、検査装置の機能性向上に必要な技術的要求が高まってきております。

このような状況の中、当社は顧客の技術的要求に対応すべく、当社検査装置の検査機能の高速化及び機能性向上を図るとともに、営業力の強化、顧客サポートの充実を強力に推進する必要があると考えております。また、当社が営業活動を展開しているアジア圏の商習慣上、受注から資金回収までに長期を要する傾向が強く、装置部材等の仕入並びに在庫を長期保有するための運転資金が増高する要因となっております。

さらに、当社は新たな収益の柱を構築するための成長戦略として、当社の高度な検査技術や画像処理技術を応用し、今後の市場拡大が見込める新規分野である医療関連分野及びエコロジー関連分野等での事業展開に着手いたします。具体的には医療関連分野においては、生体情報の測定、収集をセンサーで行う生体センシング機器や画像処理技術を生かした医療関連機器の開発、並びにエコロジー関連機器分野では電力マネジメント向け環境センシング機器の開発に注力してまいります。

上記の営業活動及び新規事業展開を推進することにより、経営の安定と将来の成長を実現するためには、機動的な資金調達の方法が必要であると当社は判断するに至りました。

そこで当社は、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による方法は、事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、現時点における資金調達方法として最適であると判断いたしました。また、本新株予約権付社債の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株予約権付社債の発行により、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、当社及び当社の既存株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して30.48%希薄化することとなりますが、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると判断し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による総額約5億円の資金調達を行うことを当社取締役会にて決議いたしました。

( ) エアコンのインバータ及び自動車部品で多用されているパワー半導体を検査する装置

## (2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数2,881株及び本新株予約権の目的である株式の総数12,140株を合わせた15,021株に係る割当議決権数は15,021個となり、当社の総議決権数49,274個（平成25年12月6日現在）に占める割合が30.48%（本新株予約権付社債に付された新株予約権行使分：5.85%、本新株予約権行使分：24.64%）となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、当社取締役会では、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主様の株式価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

また、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、前記「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 調達する資金の具体的な使途 検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金」に記載のとおり大口受注の仕入代金支払が平成25年12月以降に予定されていること及び臨時株主総会の開催等のコストが嵩むことなどから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。当社は経営者から一定程度の独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社社外取締役の大西正純及び社外監査役の金田一喜代美、大山亨、根岸功生を選定し、事前に今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

以上の経緯を経て、発行決議日である平成25年12月6日に社外取締役の大西正純より、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

当社を取り巻く経済環境及び事業環境を鑑みて、検査装置事業に関わる開発及び運転資金、並びに新規事業に係る研究開発資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、特段不合理なものではないと認められること

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること

当社の財政状態を鑑みると現状の手元資金では、基幹業務の運転資金及び研究開発のためには十分といえず、外部から資金調達する必要があること

資金調達方法については、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び転換価額又は行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから有利発行には該当しないこと

同じく、発行決議日である平成25年12月6日に、社外監査役の金田一喜代美、大山亨、根岸功生より、「今回の資金調達スキームは、大規模な株式価値の希薄化につながる可能性がある一方で、当社の現況は、数年間にわたる厳しい経済環境及び事業環境が続き、業績の急降下による連続赤字と財務内容の大幅な悪化により、経営状態は厳しい状況にあるが、海外からの大型受注を抱え、業績回復の兆しが漸く見られ始めていることも事実であり、正に資金調達の必要性に迫られていることは十分理解できるところである。かような状況下において、次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達に不合理な点はなく、また、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

本資金調達スキームを実行するに当たって、取締役会及び取締役間において、十分な検討と適切な手続きが取られていること

本来ならば、臨時株主総会を招集して、株主にその信を問うのが原則であると考えますが、当該手続きにかかる期間やコストを鑑みると第三者による意見の入手により行わざるを得ない状況であること

発行価格の決定に当たっては、信頼のおける第三者機関が算定した結果に基づき決定しており、有利発行には該当しないと考えられること

その他予定されている発行手続きは、適正であると認められること

本新株予約権付社債及び本新株予約権を引受ける投資家の属性は適切であり、また、反社会的勢力との関係もないことが確認されていること

業績不振が続く中で、役員報酬のカットや人員削減、その他積極的なコストカットなど、経営合理化と責任の所在の明確化等の施策を行い、会社の存続と業績回復に全社を挙げて取り組んでいること

資金調達の必要性については、正にその理由が明確であること（財務内容の改善と大型受注への対応等）

以上の検討及び対応策並びに経営者から一定程度の独立した者による意見内容を踏まえ、当社取締役会は本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 新規分野での事業展開について

当社の高度な検査技術や画像処理技術を応用し、今後の市場拡大が見込める新規分野である医療関連分野及びエコロジー関連分野等での事業展開に着手いたします。具体的には医療関連分野においては、生体情報の測定、収集をセンサーで行う生体センシング機器や画像処理技術を生かした医療関連機器の開発、並びにエコロジー関連分野では電力マネジメント向け環境センシング機器の開発に注力してまいります。

### 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第20期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成25年12月6日）までの間に新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の提出日（平成25年12月6日）現在においてもその判断に変更はありません。

#### 4 [ 事業等のリスク ]

有価証券報告書に記載した経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク等ならびに投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成25年12月6日現在において、当社が判断したものであります。

#### (7) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の割当予定先について

割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは、当社株式の保有方針として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果交付を受けることとなる当社株式について、市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

#### (8) 資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成25年12月6日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第5回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の経営戦略の遂行に支障をきたす可能性があります。

#### (9) 株式価値の希薄化について

当社は財務体質強化等を目的として、平成25年12月6日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は49,274株であり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第5回新株予約権の行使により、それぞれ2,881株（議決権の個数2,881個）及び12,140株（議決権の個数12,140個）の合計15,021株（議決権の個数15,021個）の新株式が発行されることにより、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数49,274株（議決権の数は49,274個）に対して30.48%（議決権の総数に対する割合は30.48%）の希薄化率となることから、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達が新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主様の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### (10) 新規分野での事業展開について

当社の高度な検査技術や画像処理技術を応用し、今後の市場拡大が見込める新規分野である医療関連分野及びエコロジー関連分野等での事業展開に着手いたします。具体的には医療関連分野においては、生体情報の測定、収集をセンサーで行う生体センシング機器や画像処理技術を生かした医療関連機器の開発、並びにエコロジー関連分野では電力マネジメント向け環境センシング機器の開発に注力してまいります。

なお、これらの新規事業を行うにあたり、当社では、当該事業の特質や必要とされる技術、採算性と収益性、市場や競合による事業リスク等を十分に検討した上で開始いたしますが、新規事業のため業歴は短く、また、事業採算性等を勘案した場合、当初期待した収益が得られない等の理由により当該新規事業からの撤退あるいは規模縮小などの経営判断をする可能性は否定できません。このような場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 臨時報告書の提出について

平成25年10月29日提出の臨時報告書

#### 1 [ 提出理由 ]

平成25年10月24日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 [ 報告内容 ]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年10月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、奈良彰治、姜輝、樋口真康、岡本隆、大西正純を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	決議の結果	
					賛成比 (%)	可否
第1号議案	35,223	62	0	0	99.75%	可決(注1)
第2号議案						
奈良 彰治	35,189	96	0	0	99.66%	可決(注2)
姜 輝	35,190	95	0	0	99.66%	可決(注2)
樋口 真康	35,189	96	0	0	99.66%	可決(注2)
岡本 隆	35,186	99	0	0	99.65%	可決(注2)
大西 正純	35,187	98	0	0	99.65%	可決(注2)

(注) 議案の可決要件は次のとおりです。

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

#### 4．最近の業績の概要

平成25年11月29日に開示いたしました平成26年7月期第1四半期決算短信に記載されている第21期第1四半期累計期間（自平成25年8月1日至平成25年10月31日）に係る四半期貸借対照表及び四半期損益計算書は以下のとおりであります。なお、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期財務諸表

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	459,267	262,155
受取手形及び売掛金	49,619	22,258
商品及び製品	29,954	31,040
仕掛品	204,106	298,642
原材料及び貯蔵品	1,055	1,055
その他	92,901	65,427
流動資産合計	836,905	680,578
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,231	11,231
減価償却累計額	4,898	5,163
建物(純額)	6,332	6,067
車両運搬具	12,835	8,885
減価償却累計額	12,410	8,641
車両運搬具(純額)	424	244
工具、器具及び備品	159,951	161,981
減価償却累計額	149,668	151,513
工具、器具及び備品(純額)	10,282	10,467
有形固定資産合計	17,039	16,780
無形固定資産		
電話加入権	358	358
ソフトウェア	83	62
無形固定資産合計	441	420
投資その他の資産		
投資有価証券	17,750	20,235
敷金	14,135	14,045
長期前払費用	3,895	3,242
保険積立金	28,851	34,566
投資その他の資産合計	64,632	72,089
固定資産合計	82,113	89,290
資産合計	919,019	769,868

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,507	156
1年内返済予定の長期借入金	18,468	18,468
未払法人税等	2,967	1,556
賞与引当金	1,769	7,058
製品保証引当金	165	159
その他	85,755	66,149
流動負債合計	175,633	93,547
固定負債		
長期借入金	87,011	82,394
資産除去債務	5,590	5,610
その他	1,030	985
固定負債合計	93,631	88,989
負債合計	269,265	182,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	997,101	997,101
資本剰余金	1,104,350	1,104,350
利益剰余金	1,447,845	1,512,753
株主資本合計	653,606	588,698
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,100	4,615
評価・換算差額等合計	7,100	4,615
新株予約権	3,247	3,247
純資産合計	649,754	587,331
負債純資産合計	919,019	769,868

( 2 ) 四半期損益計算書  
( 第 1 四半期累計期間 )

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期累計期間 ( 自 平成24年 8 月 1 日 至 平成24年10月31日 )	当第 1 四半期累計期間 ( 自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日 )
売上高	6,690	51,741
売上原価	2,265	35,131
売上総利益	4,425	16,609
販売費及び一般管理費	97,703	80,604
営業損失 ( )	93,278	63,995
営業外収益		
受取利息	41	74
為替差益	101	-
保険解約返戻金	282	-
その他	1	-
営業外収益合計	427	74
営業外費用		
支払利息	541	459
支払手数料	160	160
その他	-	103
営業外費用合計	701	724
経常損失 ( )	93,552	64,644
特別損失		
固定資産売却損	-	56
特別損失合計	-	56
税引前四半期純損失 ( )	93,552	64,700
法人税、住民税及び事業税	387	252
法人税等調整額	53	44
法人税等合計	333	207
四半期純損失 ( )	93,885	64,908

## (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

当社は、半導体検査装置の貸与、開発、設計、販売並びに技術サポートを事業内容とする単一セグメントである

ため、記載を省略しております。

## (重要な後発事象)

## 資金の借入

当社は、平成25年11月12日の取締役会決議に基づき、以下の金銭消費貸借契約を締結いたしました。

- (1) 資金用途 運転資金
- (2) 借入先の名称 Scott Lin
- (3) 借入金額 50,000,000円
- (4) 利率 年利1.00%
- (5) 借入日 平成25年11月13日
- (6) 返済期限 平成26年12月31日
- (7) 担保の提供又は保証の内容 無し



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日	平成25年10月25日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年10月24日

ウインテスト株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウインテスト株式会社の平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウインテスト株式会社の平成25年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウインテスト株式会社の平成25年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ウインテスト株式会社が平成25年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。